



異動のご挨拶

法テラス八雲法律事務所 弁護士 坪井 清隆
(函館弁護士会所属)



■ 私事で貴重な紙面を割いてしまい大変恐縮なのですが、私は2020年1月をもって、法テラス八雲法律事務所から法テラス旭川法律事務所へ異動となりました。法テラス八雲在任中、依頼者、相談者の皆さま、ならびに司法・行政・医療・福祉機関等の関係者の皆さまには大変お世話になりました。この場で御礼申し上げます。

■ 八雲、今金、せたなには業務や私事で何度も訪れました。広報という性質上固有名詞をあげることはできませんが、心奪われて通い詰めたお店やお宿がたくさんあります。2年間必死で頑張ってきましたが、私が関与したことによって、人生が良い方向に進んだという方が一人でもいてくだされば、良かったなと思います。

■ 忘れられない出会いもありました。公園で一緒に松ぼっくりを拾った子たちは、元気にしているでしょうか。あのときのまま、まっすぐな大人になってください。暖炉のあるお店で、何時間も語り合う友人もできました。私はこの地を離れますが、できたご縁は大切にしていきたいと思っています。

■ 最後に、皆さまのご健康とご多幸を心よりお祈りします。

■ これからの法テラス八雲は、本欄でもお馴染みの鳴本弁護士と、仙台から赴任してきた椎谷弁護士の2名体制となります。皆さまにおかれましては、今後とも、両名をよろしく願います。

■ 法テラス八雲法律事務所では、さまざまなご相談を承っています。もし、気になることがある場合には、☎050-3383-8366までお気軽にご予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

やめましょう みんなが困る 迷惑駐車

本格的な降雪シーズンを迎え、違法・迷惑駐車は、除排雪作業を妨げる大きな要因となっているほか、次のような危険や障害の原因となっています。

(1)道路を狭くして通行の妨害になります。

違法駐車があるために、交通渋滞を引き起こし、スムーズな車両走行ができなくなることがあります。また、歩道上駐車は歩行者の通行を妨げます。

(2)交差点付近での事故の原因となります。

交差点付近の違法駐車は、通行する車両や歩行者の見通しを妨げ、交差点事故の原因となります。

(3)緊急車両の活動を妨げます。

狭い道路に違法駐車があるときは、他の車両が通行不能となります。特に、消防車や救急車などの緊急車両の活動を妨げ、人命救助に重大な影響を与えます。

(4)歩行者事故などの原因になります。

住宅街での違法駐車は、駐車車両の前後から幼児、児童の飛び出しによる事故や、夜間には走行車両が駐車車両に気付かず衝突するなど、交通事故の原因にもなります。

(5)除排雪作業の原因になります。

違法駐車が排除雪作業の妨げとなり、住民に迷惑をかけ、生活にも重大な影響を与えます。

【問い合わせ】函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110